

『竹田市パートナーシップ宣誓制度』が

2022年（令和4年）4月1日からスタートします。



1 パートナーシップ宣誓制度について

竹田市は、竹田市人権教育・啓発基本計画の理念に基づき、市民一人ひとりがあらゆる場面でお互いを尊重し合い、個性を発揮できる人権尊重の社会を目指しています。

この制度は、パートナーシップの関係にあるお二人の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）及び受領カードを竹田市長が交付するものです。

受領証の交付により、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除など）は生じませんが、2人が人生のパートナーとともに、自分らしく活躍することができる、一つのきっかけになることを期待するものです。

また、この制度をきっかけに、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、性的マイノリティを理由とする差別の解消や市民等への啓発にとっても効果的です。

パートナーシップ宣誓書受領カード

(表)

パートナーシップ宣誓書受領カード


竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 _____ 様

パートナー _____ 様

年 月 日 第 _____ 号

竹田市長 印



(裏)

竹田市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたいと、ゆとりのある社会の実現をめざしています。この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、竹田市でいきいきと輝き活躍されることを期待しています。

受領証の提示を受けた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

パートナーシップとは？

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティ（「性的少数者」ともいい、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。）である二者間の関係をいいます。

宣誓とは？

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。



2 宣誓を行うことができる方

双方又はいずれか一方が、性的マイノリティのカップルを対象としています。

- (1) 双方が、成年に達していること。
- (2) 一方が市内に住所を有し、又は市内へ転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方が宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。



3 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ

① 宣誓日の事前予約

※事前に、電話で宣誓日時のご予約をお願いします。

【予約先】

竹田市役所（本庁舎2階） 人権・部落差別解消推進課

電話 0974-63-4820（直通）

日時 月～金 9：00～17：00（祝休日・年末年始除く）

場所 大分県竹田市大字会々1650番地



② パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に、お2人そろってお越しください。
※ご希望に応じて個室を準備します。
- ・必要書類をご持参ください。
- ・市職員立ち会いのもと、お二人でパートナーシップ宣誓書に署名していただきます。

内容確認

- ・申請書類について、要件を備えているかを確認します。

③ 宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合は、宣誓書の写しを添え、受領証及び受領カードを交付します。

《通称の使用について》

性的違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称を使用することができます。その場合、受領カード表面に通称を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。



4 宣誓に必要な書類

- ① 「パートナーシップ宣誓書
及び確認書」
- ② 住民票の写し
- ③ 配偶者がいないことを証する
書類（戸籍抄本等）
- ④ 通称を使用していることが
確認できる書類（通称を使用
したい方のみ）
- ⑤ 本人確認書類（運転免許証、
個人番号カード等）



5 手続き場所及び問合せ先

竹田市役所（本庁舎2F） 人権・部落差別解消推進課

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

☎0974-63-4820（直通） FAX0974-63-0995

✉ jinken@city.taketa.lg.jp

◇宣誓受付時間

平日9：00～16：00

◇事前予約受付時間

平日9：00～17：00